

埼玉県常時対応施設運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱（以下「救急要綱」という。）第16条に基づき常時対応施設の運営を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は埼玉県（以下「県」という。）とさいたま市（以下「市」という。）が共同で実施する。

2 県及び市は、この事業を埼玉県立精神医療センター及び学校法人埼玉医科大学病院に委託して実施する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は次に定める者とする。

- (1) 救急要綱第16条第1項の対象となる者
- (2) 身体合併症のために救急要綱第10条及び第14条に定める輪番病院での受け入れが困難な措置入院患者及び救急要綱第18条の規定に基づき、輪番病院に入院中の措置入院患者のうち、身体合併症のために当該輪番病院での治療が困難なため転院が必要な者
- (3) 救急要綱第16条の規定に基づき、身体合併症のために輪番病院での治療が困難な措置入院患者以外の者
- (4) その他の精神障害者であって、身体合併症のために一般医療機関での治療が困難な者

(事業内容)

第4条 常時対応施設は、前条に掲げる患者を受け入れるため、次に定めるとおり1日当たりの空床を確保するものとする。

- (1) 埼玉県立精神医療センター 2床
- (2) 学校法人埼玉医科大学病院 2床

(委託料)

第5条 県及び市は、第2条第2項の規定により委託契約を締結したときは、常時対応施設に対し、委託料を支払うものとする。

(事業完了報告等)

第6条 常時対応施設は、委託契約期間が終了した時は、埼玉県常時対応施設運営事業完了報告書（様式第1号）により知事に、さいたま市常時対応施設運営業務完了報告書（様式第2号）により市長に報告するものとする。

(その他)

第7条 県及び市は、この事業の円滑な発展、維持を図るため、必要に応じて常時対応施設及びその他の関係機関と協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。